

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第20期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	グレイステクノロジー株式会社
【英訳名】	GRACE TECHNOLOGY, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯田 智也
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号
【電話番号】	03-5777-3838（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 大池 信之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目8番21号
【電話番号】	03-5777-3838（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 大池 信之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	726,473	1,010,883	1,314,414	1,524,427	1,903,678
経常利益 (千円)	131,576	294,335	413,322	573,203	947,420
当期純利益 (千円)	114,431	196,807	278,326	375,377	659,776
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	10,000	62,049	77,777	88,780	200,451
発行済株式総数 普通株式 (株)	3,520	1,092,500	4,542,800	13,824,000	14,128,500
純資産額 (千円)	126,633	865,605	1,124,439	1,453,567	2,237,373
総資産額 (千円)	491,291	1,273,210	1,586,265	1,842,796	2,762,393
1株当たり純資産額 (円)	34.98	66.00	82.20	104.86	158.24
1株当たり配当額 (円)	-	50	15	7	15
1株当たり当期純利益金額 (円)	40.50	17.04	21.16	27.31	47.43
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	15.68	19.50	26.22	45.96
自己資本比率 (%)	25.7	68.0	70.6	78.7	80.9
自己資本利益率 (%)	67.2	39.7	28.0	29.2	35.8
株価収益率 (倍)	-	81.59	107.70	73.89	53.87
配当性向 (%)	-	24.5	23.6	25.6	31.6
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	78,767	345,047	180,409	283,394	361,472
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	2,900	1,456	30,923	8,026	111,632
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	79,099	472,450	63,895	91,236	76,892
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	229,072	1,045,113	1,130,704	1,314,836	1,641,569
従業員数 (名)	36	43	43	44	39
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔5〕	〔3〕	〔3〕	〔4〕	〔6〕
株主総利回り (%)	-	-	164.6	146.3	186.1
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(-)	(-)	(115.9)	(110.0)	(99.6)
最高株価 (円)	-	4,170	2,375	3,715	3,400
		(17,500)	(10,760)		
最低株価 (円)	-	3,450	2,210	1,550	1,836
		(4,620)	(2,638)		

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社がありますが損益及び利益剰余金その他の項目から見て重要性が乏しく、また、関連会社は存在していないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第16期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できず、記載しておりません。また、当社は、2016年12月21日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から2017年3月期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第16期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第16期の配当性向については、当社は普通株式に係る配当を実施していないため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()外数で記載しております。
8. 当社は、優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2015年12月1日付けでA種優先株式602株を自己株式として取得し、対価として普通株式980株を交付しております。当該A種優先株式602株については2016年2月8日付けをもって消却しております。また、2016年2月12日開催の臨時株主総会においてA種優先株式を発行する旨の定款の定めを廃止するとともに、2015年11月26日に自己株式として取得していたA種優先株式512株については普通株式512株に内容を変更しております。
9. 当社は、2016年9月12日付で株式1株につき300株の株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 当社は、2017年4月1日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、2018年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
12. 当社は、2018年8月27日に東京証券取引所市場第一部に市場変更しております。
13. 最高株価及び最低株価は、2018年8月26日以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであり、2018年8月27日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。ただし、当社株式は、2016年12月21日から東京証券取引所マザーズに上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。
14. 当社は、2017年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合、2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第17期及び第18期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
15. 第16期及び第17期の株主総利回り及び比較指標は、2016年12月21日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。

2【沿革】

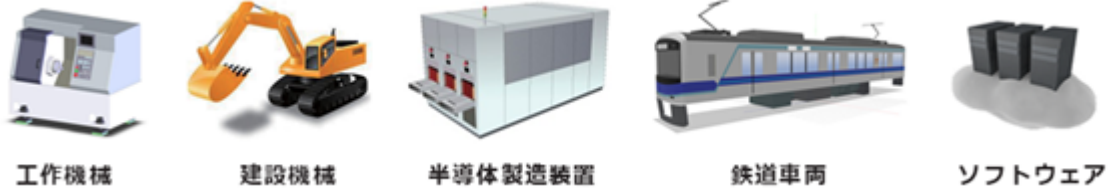
当社の前身は現代表取締役会長松村幸治が1986年3月に設立した株式会社日本マニュアルセンターであり、その営業の全部は2008年3月に当社が譲受（現 MOS事業）して現在に至っております。

年月	事項
2000年8月	東京都中央区に当社を設立し、マニュアルの電子化を推進し、企業のマニュアルに掛かるコスト削減を実現するMMS（マニュアルマネジメントシステム）事業を開始
2001年4月	マニュアル配信のポータルサイト機能を搭載したマニュアル基幹システム「e-manual」をリリース
2002年4月	「e-manual」にマニュアルのオンデマンド印刷機能を搭載
2005年4月	マニュアル基幹システム「e-manual」第1号をコベルコ建機エンジニアリング株式会社に納入
2007年5月	「e-manual / Ver.2.0」をリリース（マニュアルのレイアウト作業を自動化できるXML自動組版システムを搭載）
2007年5月	品質マネジメントシステムISO9001を取得
2008年3月	株式会社日本マニュアルセンターの営業の全部を譲受ける（現 MOS事業）
2012年7月	東京都港区に本社を移転
2015年2月	「e-manual / Ver.2.0」にマニュアルの用語を統一する「用語フィルター」機能を追加
2016年6月	「e-manual / Ver.3.0」をリリース
2016年12月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2017年6月	名古屋営業所を開設
2018年1月	完全誘導型AIマニュアル「GRACE VISION [®] 」を発表
2018年8月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2019年3月	米国イリノイ州にシカゴ駐在員事務所を開設
2019年11月	米国デラウェア州に米国子会社（GraceVision Inc.）を設立

3【事業の内容】

当社は、国内・国外の各種産業機械やソフトウェアメーカーを中心に、製品に付随する操作系及び運用系の技術マニュアル、さらに企業内で使われる業務マニュアルなどあらゆるマニュアルのコンサルティング、企画・構成、編集、制作及び翻訳（多言語化）を専門とするマニュアルオーダーメイドサービス（「MOS事業」）を提供するとともに、それらマニュアルのデジタル化を推進し、企業のマニュアルに係る工数・コスト低減を実現するマニュアル基幹システム「e-manual」及び「読む」「見る」からの脱却を実現する完全誘導型「GRACE VISION[®]」の導入・運営を行うマニュアルマネジメントシステム（「MMS事業」）を展開しております。

（当社が扱うマニュアルの主な対象）



（当社が扱う主なマニュアル）

操作系	運用系	業務系
<ul style="list-style-type: none"> ・取扱説明書 ・設置マニュアル ・リファレンスマニュアル ・パーツカタログ ・ヘルプ/ GUI ・チュートリアル 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入マニュアル ・メンテナンスマニュアル ・整備マニュアル ・制御マニュアル ・運用マニュアル ・トレーニングマニュアル ・サポート・修理マニュアル 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアル ・管理マニュアル ・セールスマニュアル ・接客対応マニュアル ・システム運用マニュアル ・社員研修マニュアル ・人事系マニュアル

当社の事業内容は次のとおりです。なお、以下の事業区分は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」のセグメントと同一の区分です。

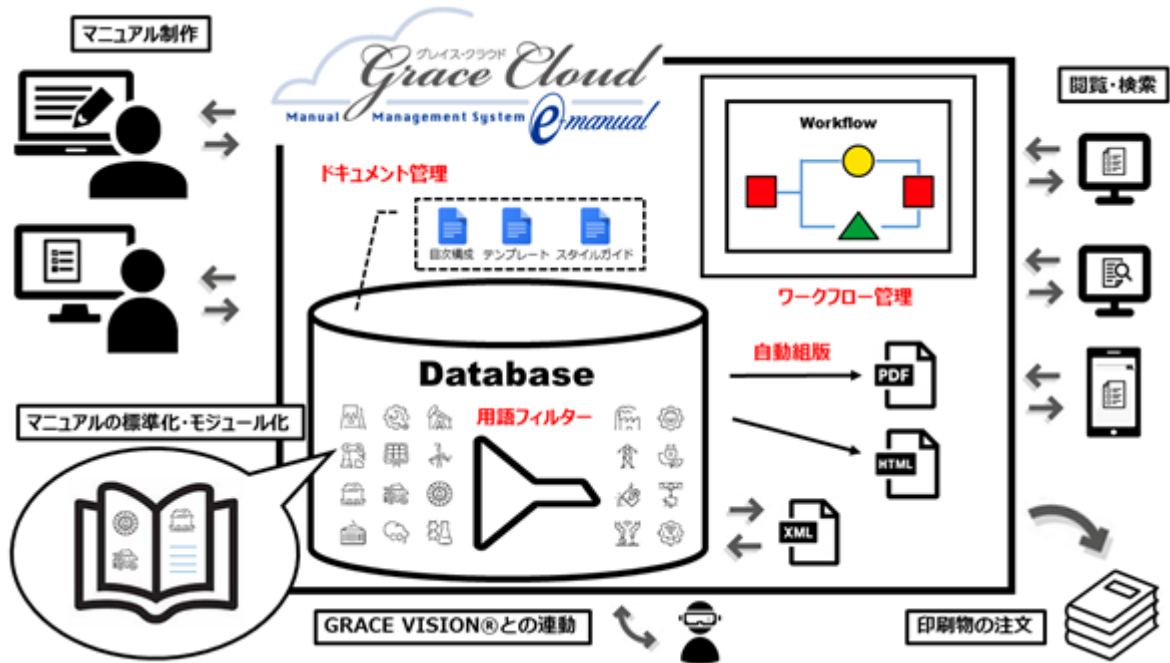
(1) MMS（マニュアルマネジメントシステム）事業

MMS事業では、マニュアル基幹システム「e-manual」及び「GRACE VISION[®]」の導入・運営を行っており、その機能は、（ ）マニュアルの企画・構成、編集、制作をWeb上で行う作成プラットフォーム、（ ）デジタル化されたマニュアルのユーザーへの配信、管理、ユーザーの閲覧及び問い合わせに対応するポータルサイト、（ ）デジタル化されたマニュアルの印刷物を注文・管理するシステムの主に3つで構成されております。

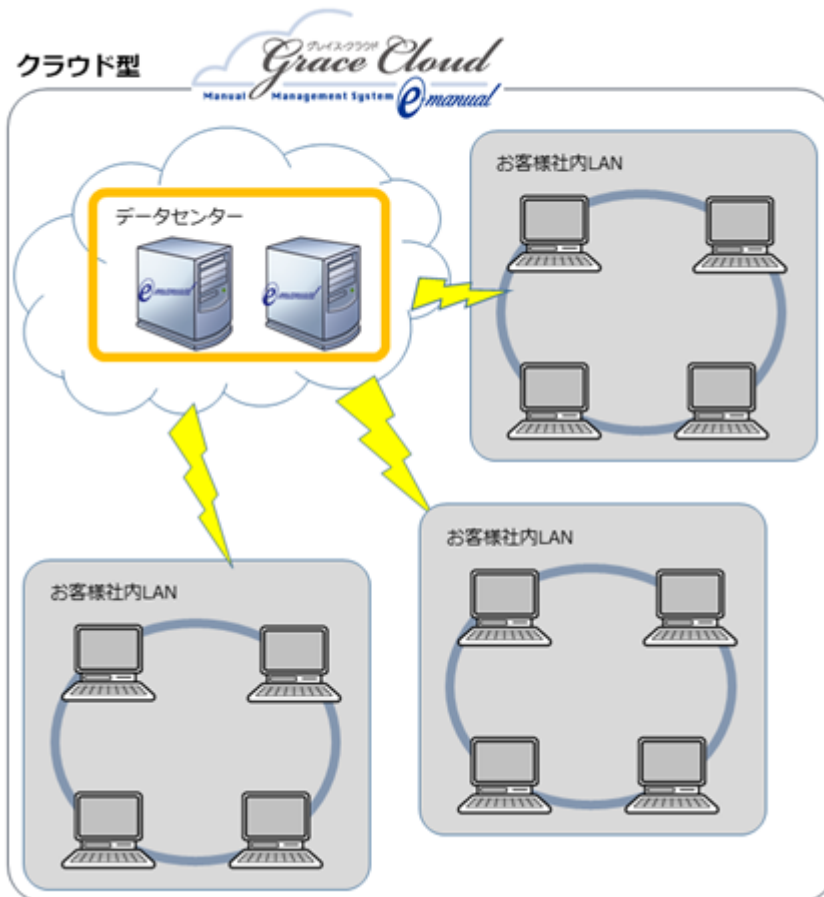
マニュアル基幹システム「e-manual」を導入する利点としては、（ ）Microsoft Word、Adobe InDesignまたはAdobe FrameMaker等の特定のアプリケーションに依存することなくWeb上でテキストを入力するだけで自動的に汎用性が高いXML形式のデータにすることができ、かつDTPの専門知識がなくても簡単にレイアウト調整もできること、（ ）製品毎のマニュアル作成にあたって既存マニュアルの活用・転用が容易になるため、作成効率が向上すること、（ ）マニュアル制作の進捗や作成履歴の管理機能及び承認機能を搭載していることなどが挙げられます。当社ではマニュアル制作のあり方を含め、顧客毎に最適なマニュアル基幹システム「e-manual」の導入及び運営を提案しております。

「GRACE VISION[®]」は、マニュアルを読まなくても見なくても、搭載されたAIと会話をしながらメンテナンス等の作業を導いてくれる、スマートグラスです。この完全誘導型マニュアルの導入及び制作を提案しております。

(MMS事業における「e-manual」の機能イメージ図)



なお、マニュアル基幹システム「e-manual」の契約形態はクラウド型（グレイスクラウド）が基本であり、機能追加やバージョンアップに迅速に対応しております。



(2) MOS (マニュアルオーダーメイドサービス) 事業

MOS事業では、専門性の高い各種マニュアルのテクニカルライティング（ユーザーの目線で正確かつ分かり易い文書を作成すること）及び技術翻訳を提供しております。

当社は、マニュアルがメーカーとユーザーをつなぐ重要なコミュニケーションツールであると捉え、ユーザーの利用目的に応じた注意事項や潜在的な疑問点に的確に応えたマニュアル作りを提案しております。具体的には、メーカーのコールセンターやヘルプデスク等に寄せられたお問い合わせ内容の分析や製品の利用状況の調査、製品の設計資料を読み込み、技術者へのヒアリング、操作確認やモニタリング等、ゼロベースからテクニカルライティングを行っております。

こうしたユーザー目線のテクニカルライティングによって、ユーザーは当該製品の性能・機能・特性などを的確に理解でき、ひいては当該製品もしくはメーカーに対するロイヤリティの向上にも繋がると考えられます。

技術翻訳においては、高精度な機械翻訳も実用化されてきておりますが、原文が正確でない場合、高精度な技術翻訳を行ったとしてもマニュアルとしての役割を果たす文章にならない場合があります。当社は、機械翻訳では対応が難しい部分を賄えるような技術翻訳を行っております。

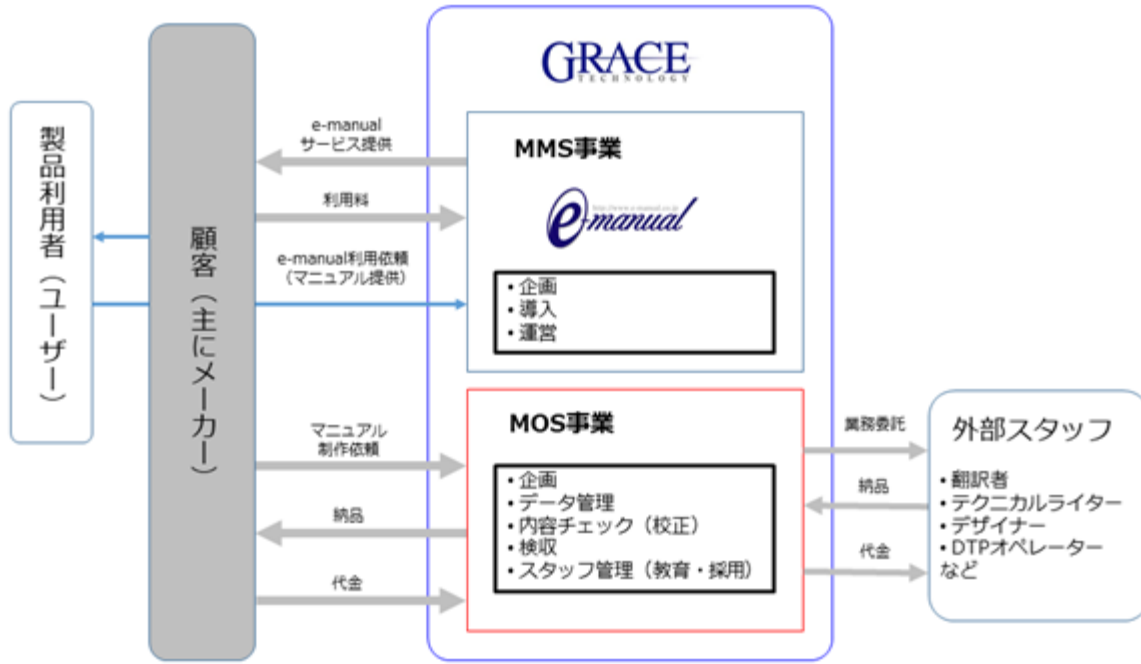
一般的なマニュアル制作フロー



当社が提供するマニュアル制作/管理フロー



[事業系統図]



4【関係会社の状況】

当社は子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
39 (6)	37.1	6.2	5,460

セグメントの名称	従業員数(名)
MMS事業	5 (1)
MOS事業	18 (6)
全社(共通)	16 (0)
合計	39 (6)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門及び営業部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておきませんが、労使関係については円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する情報は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針、経営環境

当社は、「世界一の“わかる”を創り出す企業」を目指すという経営目標を掲げ、今後も持続的に成長して企業価値を高めるために、下記(3)の課題を認識しており、迅速に対処してまいります。

国内各企業がテレワークをはじめとする「働き方改革」の実現に向けて模索をしているなかで、業務の標準化や、従来は内製化していた企業で各社員の本業務とは異なる付随業務を予算化して、アウトソーシングする流れがあります。付随業務のなかに当社の事業内容であるマニュアル作成・翻訳業務が含まれており、それらに対応する体制構築を進めてまいります。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、今後の世界経済の先行きへの懸念が非常に高まっております。当社の主要ターゲットである国内大手メーカーは、引き続き厳しい経営環境に置かれておりますが、当社においては、マニュアルのプロとして、ドキュメントコンサルティング、マニュアル制作及び「e-manual」の導入促進とあわせ、「GRACE VISION®」を積極的に販売することにより、技術伝承、人手不足及びコストダウンなど、国内大手メーカーの生産性向上を支援してまいります。

これまでのところ、当社の業績に大きな変動は見受けられません。今後、感染症の影響が長期化した場合は、収益が減少する可能性があります。そのような状況下においても、当社は生産性の向上とコストダウン等の対策を実施し、収益減少を最小限に抑えるよう努めてまいります。

(2) 財務目標（2020年5月公表）

項目	2020年度	備考（対前期増減率）
売上高	2,300 百万円	20.8 %
営業利益	1,173 百万円	23.0 %
経常利益	1,166 百万円	23.1 %
当期純利益	800 百万円	21.3 %
1株当たり当期純利益	56 円 62 銭	

(3) 経営課題

売上拡大・収益基盤の強化

当社は、マニュアルの制作、技術翻訳、及びクラウド上でマニュアルを制作・管理する「e-manual」のサービスによる収益を中心として、継続的かつ安定的な利益の確保を確実なものにするための収益基盤を強化していくことが課題であると認識しております。

当社が開発した「GRACE VISION®」は、人の行動のすべてのシーンや人の抱える問題解決の場面で確実に「役に立つツール」に成り得ると確信しております。技術伝承及び人手不足など、お客様を取り巻く環境に対応するため、充実したマニュアル関連サービスをご提供させていただき、顧客満足度向上と大手企業を中心とした重点顧客の定着化に取り組んでまいります。

営業力の強化

当社は、マニュアルのプロとして、マニュアル制作に付随するサービスの展開を模索しながら、コンサルティング型営業により積極的な提案を行う営業力を強化してまいります。

また、業務提携や販売代理店契約、M&A等を積極的に模索して、業容拡大を図り、「e-manual」の販売体制の構築に取り組んでまいります。

「e-manual」の安定稼働およびセキュリティの強化

当社は、クラウドサービスを提供しているため、サービス提供にかかる「e-manual」の安定稼働およびセキュリティ対策が課題となります。

当社では、常に新しい情報を取り入れながら継続的なシステムメンテナンスを行い、「e-manual」の安定稼働及び高いセキュリティが維持できるように努めてまいります。

優秀な人材の確保と育成

当社は、継続的に付加価値の高いサービスを提供するためには、当社の「すべてのユーザーに対して、『高品質で』『理解し易く』『使い易い』『正確な』マニュアルを中心としたドキュメンテーションを提供する」という使命を十分に理解し、主体的に課題解決を行うことのできる人材の採用と継続的な育成が重要な課題であると認識しております。

特に、マニュアル制作や技術翻訳に加え、今後の事業の主軸となる「e-manual」、「GRACE VISION®」の発展に向けての良質なスタッフ確保は不可欠であり、積極的かつ継続的に募集活動や業務提携を行ってまいります。従業員については、働き方改革の一環としてテレワークの本格稼働に向けた取り組みも開始しており、様々な形態で業務を実施できる環境整備により、優秀な人材確保を進めてまいります。

経営管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、継続的な経営管理体制、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に取り組んでいくことも必要であると考えております。組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように、社内規則や業務マニュアルの整備、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化とコンプライアンスの徹底を図るとともに、外部の監査法人による監査や監査役による監査、より効果的な内部監査を実施するために業務執行部門から独立した内部監査室による監査の充実化など、実効性を確保してまいります。

株主との対話

当社は、株主の皆様との対話を通じた企業価値の向上を目指しており、株主の皆様と有益な企業情報の発信、適切なディスクロージャーやIR活動を引き続き積極的に推進していく方針です。この対話を通じて、経営方針や経営戦略についてもよりわかりやすい説明を目指し、株主の皆様と当社との建設的な関係を築いていきたいと考えております。こうした方針を前提に、株主還元の内容や趣旨説明についても経営の最重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保は残しつつ、充実した株主還元を行うことが重要であると考えております。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する情報は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) マニュアル基幹システム「e-manual」の陳腐化

当社は、2001年4月に開発したマニュアル基幹システム「e-manual」の導入推進による成長を目指しておりません。「e-manual」は、マニュアルの企画・構成、編集、制作をWeb上で行う作成プラットフォーム機能、ユーザーへの配信及びオンデマンド印刷機能、ユーザーの検索、利用及び問い合わせに対応するポータルサイト機能を有しておりますが、今後も「用語フィルター」（特許取得）など新機能の強化やユーザビリティ向上に努めてまいります。「e-manual」の導入顧客は2020年3月末現在50社であります。必ずしも当社の顧客が「e-manual」の利用を継続する保証はなく、また、「e-manual」の機能が陳腐化して契約が解除される可能性もあります。

(2) 特定取引先への依存

当社売上高に占める上位顧客10社の割合は、2018年3月期71.5%、2019年3月期59.7%、2020年3月期57.8%と高い水準となっております。上位顧客の多くは「e-manual」を導入していることから、今後とも継続的な取引が見込まれますが、何らかの事情により上位顧客との取引が打ち切られた場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) MOS事業における外注依存

MOS事業においては、基本的にマニュアルのテクニカルライティング及び技術翻訳を社外の専門スタッフや翻訳会社に業務委託しております。当社では一定の専門スタッフを登録し、懇親会やセミナー開催による登録者のフォロー・育成、案件ごとのチームによる品質管理体制を構築しております。これまで社外の専門スタッフの不足により業績への重大な影響を及ぼしたことはありませんが、案件の増加等によって量的質的に必要な専門スタッフが不足した場合には、納期や品質に問題が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報漏洩

当社では、顧客の発売前の新製品や開発計画あるいは営業上の機密情報等に接する機会が多く、守秘義務を負っているため、顧客及び社外の専門スタッフとの取引時には機密情報の守秘義務契約を締結し、またデータの授受にはセキュアなクラウド上のファイルサーバー等を利用するなどセキュリティ対策を講じております。これまで機密情報の漏洩が発生したことにより、顧客から何らかの損害賠償の請求を受けたことはありませんが、それら機密情報等が漏洩し、顧客に重大な損害が発生した場合には、損害賠償請求や信用失墜等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムトラブル

当社はMMS事業においてクラウド型のマニュアル基幹システム「e-manual」を中心に、インターネットを利用した事業展開を行っております。安定的なサービス提供のため、運用体制の整備を行っておりますが、システムの不具合、人為的なミス、自然災害等によって通信ネットワークが切断あるいは制御不能に陥った場合には、復旧に多大な時間や費用を要するなど当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 競合

マニュアル制作や技術翻訳の受託業務は、基本的に多額の設備投資や許認可を必要とせず、新規参入が比較的容易であるため、2,000社以上の企業が存在しております（出典：「語学ビジネス徹底調査レポート2015」（矢野経済研究所））。当社では、ユーザー目線によるゼロベースからのマニュアル作成の提案や基幹システム「e-manual」の提供などによる差別化を図っておりますが、競合他社または新規参入会社との間で受注競争が激化し、価格競争や翻訳者の争奪が激しくなると、受注金額の低下、失注や売上原価の上昇等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定人物・経営者への依存

当社代表取締役会長松村幸治は、マニュアル制作、翻訳等に関する豊富な経験と知識を有し、経営方針や事業戦略の決定並びに業務執行において極めて重要な役割を果たしております。

当社では、経営管理組織の強化、権限委譲による意思決定の迅速化、さらに取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有を図る等、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかし、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 小規模組織と内部管理体制

当社の経営管理組織及び業務執行体制は事業規模に応じた比較的少人数で運営されております。そのため、優秀な人材が流出し、新たな人材の採用及び育成が図れない場合には、経営管理及び業務執行に支障が生じ、新サービスの開発や営業活動など事業展開が阻害され、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等

大規模な地震の発生などの自然災害や事故、テロをはじめとした当社によるコントロールが不可能な事由によって、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、当社及び当社の主要ターゲットである国内大手メーカーを取り巻く環境によって、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社ではこれらのリスクに対応するため、危機管理体制を重要なものと位置付けて取り組み、防災、減災、感染予防や拡大防止に対して適切な管理体制を構築しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する情報は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

業績等の概要

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、製造業を中心に弱さがみられるものの、雇用環境の改善や堅調な企業業績に支えられ緩やかな回復基調で推移していましたが、世界経済において、長期化する米中貿易摩擦の世界経済への影響、英国のEU離脱問題、日韓問題等の海外リスクの高まりに加え、年明け以降の新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に及ぼす懸念も日に日に高まりを見せており、今後の先行きには予断を許さない状況となっております。国内大手メーカーでは、先進技術に対応するための研究開発投資、及び人手不足に対応するための省力化投資、並びに老朽化した設備の更新等を積極化しており、『マニュアルを「本当に使えるもの」にし、「無駄な経費・工数のかからない」品質の高いマニュアルの普及に努める』という当社の使命と市場ニーズとの適合性が高まっております。

このような経済環境の下、当社では、付加価値の高い製品・サービスの提供に積極的に取り組み、受注・売上・収益の拡大に努めてまいりました。

経営戦略につきましては、当社の主力サービスである「e-manual」の導入促進を積極的に図った結果、「e-manual」の導入社数は50社となりました。今後もより一層、「e-manual」「GRACE VISION®」の普及に努めてまいります。2019年11月に設立した米国子会社 GraceVision Inc.につきましては、米国内での新型コロナウイルスの感染拡大により、現在、稼働を停止しておりますが、引き続き、今後の感染拡大状況の把握に努めてまいります。

成長のスピードを速めるために、シナジー効果が期待できる企業へのM&Aや事業提携等を引き続き積極的に検討しておりますが、内容の精査につきましては、慎重に行ってまいります。

技術面につきましては、「e-manual」及び「完全誘導型AIマニュアル」である「GRACE VISION®」の機能向上に引き続き取り組んでおります。

営業面につきましては、メーカーの「高品質なマニュアル」への要求の高まりから、コンサルティング案件及び「e-manual」の導入社数が増加いたしました。また、複数のメーカーにプロトタイプ版「GRACE VISION®」を納入し、引き合いも増加してきております。今後も「GRACE VISION®」の拡販及び対応分野・業界の拡大に努めてまいります。

なお、当事業年度における、新型コロナウイルスの感染拡大に起因する当社財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況、販売実績等に及ぼす影響は僅少であります。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高1,903,678千円（前年同期比24.9%増）、経常利益947,420千円（同65.3%増）、当期純利益659,776千円（同75.8%増）となりました。

当事業年度の業績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

MMS事業

MMS事業においては、上記のとおり、「e-manual」サービスの導入促進及びコンサルティング案件の獲得を積極的に図った結果、売上高1,204,942千円（前年同期比32.2%増）、セグメント利益833,205千円（同81.6%増）となりました。

MOS事業

MOS事業においては、既存顧客への積極的な是正提案及び問い合わせ等の新規顧客の取り込みを進めた結果、売上高698,735千円（前年同期比14.0%増）、セグメント利益385,926千円（同6.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は、前事業年度末と比較し326,732千円増加し、1,641,569千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動による資金の増加は361,472千円（前事業年度は283,394千円の増加）となりました。これは、税引前当期純利益947,420千円の計上等による資金の増加があった一方で、売上債権の増加額408,579千円、法人税等の支払額229,554千円等による資金の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動による資金の減少は111,632千円（前事業年度は8,026千円の減少）となりました。これは、定期預金の預入による支出100,000千円、固定資産の取得による支出7,228千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動による資金の増加は76,892千円(前事業年度は91,236千円の減少)となりました。これは、配当金の支払額96,467千円、社債の償還による支出30,000千円等による資金の減少があった一方で、新株予約権の行使による株式の発行による収入221,019千円等による資金の増加によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
MMS事業	184,626	38.8
MOS事業	204,305	37.0
合計	388,932	13.7

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社の取引は、受注から売上計上までの期間が比較的短く、また、企画・構成、編集、制作及び翻訳の途中で仕様変更・内容変更が発生する場合もあるため、受注実績の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
MMS事業	1,204,942	32.2
MOS事業	698,735	14.0
合計	1,903,678	24.9

- (注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
東芝インフォメーションシステムズ株式会社	-	-	357,050	18.8

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

下記文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

当事業年度末の総資産は2,762,393千円となり、前事業年度末に比べて919,596千円の増加となりました。

(流動資産)

流動資産は2,675,063千円となり、前事業年度末に比べて894,723千円増加となりました。これは主に、現金及び預金が426,733千円、売掛金が407,450千円、未収入金が52,217千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

固定資産は87,329千円となり、前事業年度末に比べて24,872千円増加となりました。これは主に、有形固定資産が28,484千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

流動負債は500,137千円となり、前事業年度末に比べて177,140千円増加となりました。これは主に、未払法人税等が67,606千円、未払金が62,041千円、未払消費税等が34,016千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

固定負債は24,882千円となり、前事業年度末に比べて41,350千円減少となりました。これは主に、社債が30,000千円、長期借入金が9,996千円減少したことによるものであります。

(純資産)

純資産合計は2,237,373千円となり、前事業年度末に比べて783,806千円増加となりました。これは主に、新株予約権の行使により資本金が111,670千円、資本準備金が111,670千円増加したこと、及び当期純利益の計上等に伴い利益剰余金の額が563,009千円増加したことによるものであります。

(2) 経営成績の分析

売上高

売上高は1,903,678千円（前事業年度比24.9%増）となりました。主な要因として重点顧客へ積極的な営業活動を実施し、大口顧客獲得に成功した結果です。

売上原価、売上総利益

売上原価は389,289千円（前事業年度比13.7%減）となりました。これは主に外注費の削減によるものです。この結果、売上総利益は1,514,388千円（前事業年度比41.1%増）となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は560,452千円（前事業年度比12.6%増）となりました。これは主に人件費増加によるものです。この結果、営業利益は953,936千円（前事業年度比65.7%増）となりました。

営業外収益、営業外費用及び経常利益

営業外収益は主として受取利息であり、15千円（前事業年度比22.3%増）となり、営業外費用は主として売上債権売却損であり、6,530千円（前事業年度比168.7%増）となり、この結果、経常利益は947,420千円（前事業年度比65.3%増）となりました。

当期純利益

税引前当期純利益は947,420千円（前事業年度比65.3%増）となり、法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額の計上により、当期純利益は659,776千円（前事業年度比75.8%増）となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要のうち主なものは、登録スタッフであるマニュアルのテクニカルライター・翻訳者等への外注費用のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、主に「e-manual」や「GRACE VISION[®]」のソフトウェア開発等の無形固定資産への投資等によるものであります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は、自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当事業年度末におけるリース債務を含む有利子負債の残高は76,886千円、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は1,641,569千円となっております。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社は、「世界一の“わかる”を創り出す企業」を目指すという経営目標のもとで、マニュアルを通じて、メーカーとユーザー、人と人、企業と人をつなぐコミュニケーションビジネスを展開し、形や常識とされる既成概念に捉われず、「解る」・「理解できる」を追求することで、当社に心底傾倒し、お客様自身の体制をも変化させていただけるような、絶大なる支持を得られるように事業展開を行っております。

具体的には、国内・国外のメーカーを中心に、産業機械などの工業製品や会計システムなどの情報サービスソフトウェアに付随する操作系マニュアル、運用系マニュアルや、各企業における業務系マニュアルまで、お客様の目的に合致した技術マニュアルをコアに、各種マニュアルの管理・配信・閲覧・制作を支援する「e-manual」の企画、導入コンサルティング及び運営のサービスを提供するMMS事業と、エンドユーザーの立場に立って、ユーザーログの分析をベースとしたテクニカルライティング（原稿執筆）を行うとともに、輸出対象国の言語に翻訳（多言語化）する等のサービスを提供するMOS事業を展開しております。

2018年1月には、これまでのテクニカルライティングの手法を踏まえ、読むことも、見ることも、覚える必要もない、従来にはない全く新しい完全誘導型AIマニュアル「GRACE VISION®」を発表して、更なる「解る」・「理解できる」の追求に邁進しています。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社経営陣は、急速な業界環境や経済動向の変化に対応するため、当社事業のあるべき将来像を描き、収益機会を創造し、明確な目標設定を基本とする戦略的事業展開を推進し、これらの変化を的確に捉え、時に先取りして、入手可能な情報に基づき最善の経営意思決定をするように努めております。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、今後の世界経済の先行きへの懸念が非常に高まっております。当社の主要ターゲットである国内大手メーカーは、引き続き厳しい経営環境に置かれておりますが、当社においては、マニュアルのプロとして、ドキュメントコンサルティング、マニュアル制作及び「e-manual」の導入促進とあわせ、「GRACE VISION®」を積極的に販売することにより、技術伝承、人手不足及びコストダウンなど、国内大手メーカーの生産性向上を支援してまいります。

これまでのところ、当社の業績に大きな変動は見受けられません。今後、感染症の影響が長期化した場合は、収益が減少する可能性があります。そのような状況下においても、当社は生産性の向上とコストダウン等の対策を実施し、収益減少を最小限に抑えるよう努めてまいります。

なお、今後の解決すべき主たる重点課題及び今後の方針等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の項目をご参照下さい。

(6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成に当たりましては、引当金の計上など一部に将来の合理的な見積りが求められているものもあります。これらの見積りは当社における過去の実績・現状・将来の計画を考慮し、合理的と考えられる事項に基づき判断しておりますが、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。なお、重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項追加情報」に記載のとおりであります。

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいて課税所得を見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損処理)

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資は、主としてMMS事業の「GRACE VISION®」関連の設備投資や本社建物内の什器備品を購入し、設備投資総額は40,598千円となりました。

2【主要な設備の状況】

(2020年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
			建物	工具、 器具及 び備品	リース 資産	特許権	ソフト ウェア	無形固 定資産 その他	合計	
本社 (東京都 港区)	本社 (共通)	本社 事務所	5,540	17,567	9,781	563	14,216	3,300	50,969	39(7)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 本社事務所は賃借物件であります。年間賃借料は36,248千円であります。
 3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,688,000
計	50,688,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,128,500	14,128,500	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容になんら限定のない当社 における標準となる株式であ ります。なお、単元株式数は 100株であります。
計	14,128,500	14,128,500	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権(2016年3月11日臨時株主総会決議)

決議年月日	2016年3月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5 監査役 3 使用人 35
新株予約権の数(個)	45(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 162,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60(注)2
新株予約権の行使期間	自 2018年3月15日 至 2026年2月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60 資本組入額 30
新株予約権の行使の条件	(1)行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 (2)その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結される「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在は3,600株、提出日の前月末現在は3,600株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の要項に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得事由
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
4. 2016年8月2日開催の取締役会決議により、2016年9月12日付で普通株式1株を300株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 2017年2月13日開催の取締役会決議により、2017年4月1日付で普通株式1株を4株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 2018年2月7日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株を3株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（2017年5月9日取締役会決議）

決議年月日	2017年5月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 5 監査役 1 使用人 41
新株予約権の数（個）	391（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 117,300（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,269（注）2
新株予約権の行使期間	自 2018年7月1日 至 2020年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,282 資本組入額 641
新株予約権の行使の条件	(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 (2) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結される「第3回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在は300株、提出日の前月末現在は300株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権利者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の要項に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の要項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得事由
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
4. 2018年2月7日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株を3株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2015年12月1日 (注)1	普通株式 980	普通株式 3,008 A種優先株式 1,114	-	10,000	-	1,949
2016年2月8日 (注)2	A種優先株式 602	普通株式 3,008 A種優先株式 512	-	10,000	-	1,949
2016年2月12日 (注)3	A種優先株式 512 普通株式 512	普通株式 3,520	-	10,000	-	1,949
2016年9月12日 (注)4	普通株式 1,052,480	普通株式 1,056,000	-	10,000	-	1,949
2017年1月23日 (注)5	普通株式 36,500	普通株式 1,092,500	52,049	62,049	52,049	53,998
2017年4月1日 (注)6	普通株式 3,277,500	普通株式 4,370,000	-	62,049	-	53,998
2018年3月23日 (注)7	普通株式 172,800	普通株式 4,542,800	15,728	77,777	15,728	69,726
2018年4月1日 (注)8	普通株式 9,085,600	普通株式13,628,400	-	77,777	-	69,726
2018年7月30日 (注)9	普通株式 151,800	普通株式13,780,200	4,920	82,697	4,920	74,647
2018年11月5日 (注)10	普通株式 43,800	普通株式13,824,000	6,083	88,780	6,083	80,730
2019年9月18日 (注)11	普通株式 152,700	普通株式13,976,700	14,302	103,083	14,302	95,033
2020年3月17日 (注)12	普通株式 151,800	普通株式14,128,500	97,368	200,451	97,368	192,401

(注)1. A種優先株式602株の取得請求権の行使による普通株式の発行であります。

2. 取得請求により自己株式となったA種優先株式の消却であります。

3. A種優先株式の廃止による普通株式への変更であります。

4. 株式分割(1:300)によるものであります。

5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 2,852円

資本組入額 1,426円

割当先 東海東京証券株式会社

6. 株式分割(1:4)によるものであります。

7. 新株予約権の行使によるものであります。

8. 株式分割(1:3)によるものであります。

9. 新株予約権の行使によるものであります。

10. 新株予約権の行使によるものであります。

11. 新株予約権の行使によるものであります。

12. 新株予約権の行使によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	21	37	26	73	8	4,594	4,759	-
所有株式数(単元)	-	32,507	2,788	15,845	44,520	16	45,559	141,235	4,900
所有株式数の割合(%)	-	23.01	1.97	11.22	31.52	0.01	32.26	100	-

(注) 自己株式181株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に81株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
松村 幸治	東京都港区	2,360	16.71
N M C 株式会社	東京都中央区銀座6丁目6-1	1,540	10.90
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支 店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	962	6.81
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	937	6.63
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	858	6.07
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サッ クス証券株式会社)	200 WEST STREET NEWYORK, NY, USA (東京都港区6丁目10番1号 六本木ヒ ルズ森タワー)	520	3.68
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀 行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	359	2.54
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	AIB INTERNATIONAL CENTREP. O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都港区港南2丁目15-1 品川イ ンターシティA棟)	340	2.41
JP MORGAN CHASE BANK 385650 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5 JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川イ ンターシティA棟)	333	2.36
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店 セキュリティー ズ業務部)	7TH FLOOR, 155 WELLINGTON STREET WEST TORONTO, ONTARIO, CANADA, M5V 3L3 (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	311	2.20
計	-	8,523	60.33

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,123,500	141,235	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,900	-	-
発行済株式総数	14,128,500	-	-
総株主の議決権	-	141,235	-

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
グレイステクノロジー 株式会社	東京都港区虎ノ門三丁 目8番21号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	82	222,702
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	181	-	181	-

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案して、株主の皆様へ利益還元を図ることを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、一層の事業拡大を目指すため、中長期的な経営原資として活用していく予定であります。具体的には、「e-manual」の機能向上のための設備投資や人材の採用・教育等の将来利益への寄与が見込まれる投資資金に活用し、かつ財務体質強化に努める所存であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を行うことを基本的な方針としており、決定機関は株主総会であります。また、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たりの配当金(円)
2020年6月26日 定時株主総会決議	211	15

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の企業価値を継続的に高めていくには、株主や投資家の皆様や当社サービスを利用するユーザーの方から高い信頼を得ることが必要と考えております。

当該認識のもと、当社では迅速な意思決定や適切な業務執行と共に、経営の健全性、透明性、及び客観性を確保するよう、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

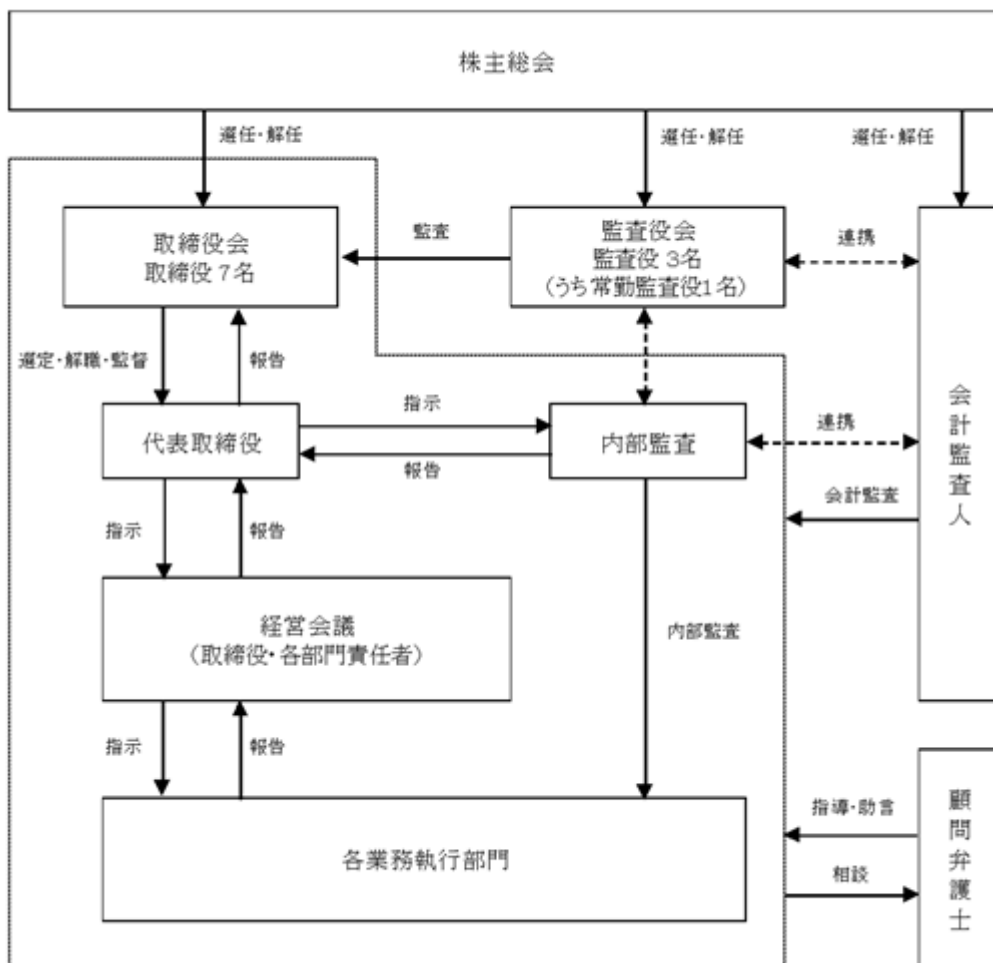
当社は、経営に関する意思決定及び監督機関として取締役会を設置し、監査機関として監査役会並びに会計監査人を設置しております。

取締役の任期は1年とし、株主総会において信任を問うこととしております。

ロ．当該体制を採用する理由

経営戦略を迅速に実行していく必要がある一方で、社会的信用を得るために経営の健全性、透明性、及び客観性の観点から当該企業統治の体制を採用しております。

当社の経営組織、及びコーポレート・ガバナンス体制を図示すると以下のとおりであります。



) 取締役会

取締役会は、本書提出日現在、社外取締役2名を含む取締役7名で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、法令・定款・取締役会規則に基づき重要事項を決議及び報告し、取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

) 監査役、監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、本書提出日現在、監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役であり、うち1名は常勤監査役であります。監査役はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役は取締役会経営会議その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べ、意思決定プロセスや取締役の業務執行の状況について確認ができる運営体制となっております。

監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、原則として月1回定例で監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会も開催しております。

また、内部監査室及び会計監査人と随時会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

) 経営会議

経営会議は、原則として月1回開催しております。取締役及び各部門長の他、代表取締役が必要に応じて指名する管理職が参加し、取締役会付議事項及びコンプライアンス、リスク管理に関して経営上重要な影響を及ぼすおそれのある事項の協議、各部門からの業務執行状況及び月次業績の報告と審議が行われております。また、重要事項の指示・伝達等により認識の統一を図る会議体として機能しております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備状況

当社は企業経営の透明性及び客観性を確保するため、内部統制に関する基本方針、及び各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査室による内部監査を実施しております。

当社では会社法ならびに関連規則に基づき、業務の適正化を確保するための体制の整備を目的として、内部統制システムの基本方針を定め、当該方針に従って以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社では、取締役及び使用人が社会の一員として社会倫理、コンプライアンス意識を持って、法令、定款及び各種社内規則等に則った職務執行を行い、健全な企業経営に努める。
- (2) 取締役会は、「取締役会規則」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
- (3) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- (4) 代表取締役が指名した内部監査室は、「内部監査規則」に従って各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
- (5) 万一コンプライアンスに関する事態が発生した場合には、担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役に報告する。
- (6) 法令違反その他法令、定款、社内規則上の疑義のある行為等については、「コンプライアンス規則」に従って適切に対応する。
- (7) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
- (8) 必要となる各種の決裁制度、社内規則、及びマニュアル等を備え、これを周知し、運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存、及び管理に関する体制
 - (1) 文書管理規則を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書その他の情報（電磁的記録を含む）は、当該規則等の定めるところに従い、適切に記録し、定められた期間保存及び管理する。
 - (2) 取締役及び監査役からの議事録、稟議書、その他重要な文書の閲覧要請があった場合には、文書管理規則により、常時これらの文書を閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理のうち情報管理については「情報取扱管理規則」及び「個人情報保護規則」を制定し、その浸透を図る。
 - (2) 取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人から、業務執行に関わる重要な情報の報告を行う。
 - (3) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、総合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、様々なリスクの把握、評価、及び管理に努める。
 - (4) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役はリスク対応体制を発動し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ確な対応を行い、損失の拡大を防止するものとする。
 - (5) 内部監査室は各部門のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 「組織規則」及び「職務権限規則」に基づき、取締役の合理的な職務分掌を定め職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
 - (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて随時取締役会を開催し、重要事項の議論、審議、検討及び決定を行い、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。
 - (3) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、かつ迅速に業務を執行する。
5. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会の承認により、監査役の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」）を置くことを求めた場合には、使用人を任命及び配置することとし、その人事については、取締役会と監査役会と意見交換を行い、決定する。当該使用人は、取締役または他の使用人の指揮命令を受けないように独立性を確保し、人事考課、異動等については監査役の同意を得た上で、決定する。
 - (2) 取締役及び使用人が監査役、又は監査役会に報告するための体制
取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、違法又は不正な行為を認知したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役、又は監査役会に報告する。また、内部監査室は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査役に報告する。さらに、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - (3) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告した当社の取締役及び使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
6. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。
 - (2) 監査役は、代表取締役や管理部長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - (3) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と意見交換や情報交換を行い、連携を図りながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制を構築する。

7. 財務報告に係る内部統制システムの整備状況

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制構築を行い、その仕組みが適切に機能することを継続的に評価する。
- (2) 内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。不備があれば、被監査部門は適宜是正、改善し、その対策を講じる。

8. 反社会的勢力の排除に向けた基本方針、及び整備状況

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体・個人とは一切の関係を持たず、不当・不法な要求には断固として拒否する。
- (2) 警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、事業環境の変化に対応しながら持続的な成長を達成していくため、企業活動に伴う様々なリスクについては、各部署においてリスクの分析や予防対策の検討等を進め、それぞれの担当取締役が対応部署を通じ、必要に応じて規則、マニュアルの制定・配付、研修等を行う体制となっております。

また法務上の問題については、顧問弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて指導、及び助言等を受け、適切な対処を行える体制となっております。

ハ. 取締役等の責任免除

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ニ. 取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨を定款に定めております。

ホ. 取締役の選任、及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ヘ. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当ができる旨を定款に定めております。

ト. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2をもってこれを行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	松村 幸治	1955年3月8日	1979年4月 株式会社リングイスト入社 1986年3月 株式会社日本マニュアルセンター設立 同社代表取締役 1996年6月 社団法人日本翻訳連盟常務理事 1997年6月 社団法人日本翻訳連盟ネットワーク委員会及び翻訳品質委員会委員長 2001年1月 当社代表取締役 2019年6月 当社代表取締役会長(現任)	(注)3	2,360,800
代表取締役社長	飯田 智也	1973年4月30日	1997年4月 株式会社日本マニュアルセンター入社 2007年3月 当社入社制作部統括ゼネラルマネージャー 2007年10月 当社取締役兼制作部長 2009年6月 当社取締役兼制作部長兼経営企画室長 2015年6月 当社取締役兼営業統括本部長兼経営企画室長 2015年9月 当社取締役兼営業統括本部長 2016年2月 当社取締役兼管理部長 2019年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	24,400
取締役 制作部長	田邊 明子	1975年9月20日	1998年4月 株式会社日本マニュアルセンター入社 2007年3月 当社入社 2007年10月 当社取締役兼制作部翻訳グループ部長 2015年6月 当社取締役兼制作部長(現任)	(注)3	33,200
取締役 営業部長	木ノ下 俊弘	1963年7月20日	1988年4月 ナショナル証券株式会社(現 SMBCフレンド証券株式会社)入社 1997年6月 株式会社DHC入社 2000年12月 株式会社ハイパーエンジニアリング入社 2001年8月 当社入社 2008年6月 当社取締役兼営業担当部長 2015年9月 当社取締役兼新規営業担当部長 2019年10月 当社取締役兼営業部長(現任)	(注)3	19,600
取締役 管理部長 兼経営企画室長	大池 信之	1974年3月15日	1998年4月 新日本証券株式会社(現 みずほ証券株式会社)入社 2010年8月 株式会社光通信入社 2017年2月 当社入社 2017年4月 当社経営企画室長 2019年6月 当社取締役兼管理部長兼経営企画室長(現任)	(注)3	6,000
取締役	村田 斉	1966年12月1日	1989年4月 株式会社リクルート入社 1994年7月 株式会社プレステージ設立 取締役 2000年1月 株式会社翔泳社入社 2000年8月 当社社外取締役(現任) 2005年9月 株式会社翔泳社プラス(現 株式会社SEプラス)取締役 2007年6月 株式会社翔泳社プラス(現 株式会社SEプラス)代表取締役(現任) 株式会社システム・テクノロジー・アイ(現 アイスタディ株式会社)取締役	(注)3	40,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	藤原 達也	1954年2月28日	1979年4月 日本国有鉄道入社 1987年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 2012年9月 一般社団法人日本フルードパワー工業会 入会 2013年1月 一般社団法人日本フルードパワー工業会 専務理事(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤)	坂元 重治	1951年4月10日	1975年4月 日本鉱業株式会社(現 ENEOSホール ディングス株式会社)入社 2010年7月 JX日鉱日石ビジネスサービス株式会社 常務取締役 2014年6月 JX日鉱日石ビジネスサービス株式会社 顧問 2015年4月 当社入社管理部長 2015年9月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役 (非常勤)	小林 冬海	1945年10月31日	1969年4月 協栄生命保険株式会社入社 2000年6月 協生証券株式会社監査役 2001年7月 株式会社川口電機製作所入社 2002年8月 アイ・エヌ・ピー株式会社入社 2004年6月 株式会社INP技術研究所監査役 2006年11月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
監査役 (非常勤)	尾関 真一郎	1940年9月27日	1963年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ 銀行)入行 1989年9月 平岡証券株式会社(現 藍澤証券株式会 社)取締役 2001年4月 みずほインベスターズ証券株式会社(現 みずほ証券株式会社)監査役 2003年6月 橋本フォーミング工業株式会社(現 株 式会社ファルテック)監査役 2005年6月 株式会社鳥羽洋行取締役 2006年9月 株式会社インターネット総合研究所監査 役 2008年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
計					2,484,000

- (注) 1. 取締役 村田 斉及び藤原 達也は、社外取締役であります。
2. 監査役 小林 冬海及び尾関 真一郎は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2020年6月26日開催の定時株主総会の終結から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2020年6月26日開催の定時株主総会の終結から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 所有株式数は2020年3月31日現在であります。
6. 当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
中田 成徳	1962年8月26日	1995年4月 最高裁判所司法研修所入所 1997年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 2003年7月 城山タワー法律事務所設立 パートナー弁護士(現任) 2007年4月 桐蔭法科大学院客員教授(現任)	-

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であり、社外監査役は2名であります。当社では社外取締役2名、社外監査役2名を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める「独立役員」として、同取引所に届け出ております。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役及び社外監査役について、専門家としての必要な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係を勘案して独立性に問題がないことを社外取締役及び社外監査役の選考基準としております。

社外取締役の村田 斉は、他の会社の取締役を兼任しており、人材派遣業界における経営者としての豊富な経験と見識を有しており、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待しております。

社外取締役の藤原 達也は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年に亘る省庁における豊富な経験とその経験を通して培われた高い見識を有しており、当社の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待しております。

社外監査役の小林 冬海は、長年の企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識や見識等を活かして、当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の尾関 真一郎は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を活かして、当社の監査体制の強化に努めております。

なお、当社と社外取締役2名及び社外監査役2名との間に資本的関係、又は取引関係その他の利害関係等はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会においてコンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に報告を受けるとともに、専門的見地から質問・提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しています。

また、社外監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握するとともに、重要会議に出席し、代表取締役との会合を定期的に行っています。また、内部監査機能を有する内部監査室、会計監査人等からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めています。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ. 監査役監査の組織、人員及び手続

- ・当社は、社外監査役2名を含む監査役3名で監査役会を構成しています。監査役は、監査の方針及び業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び営業所等の業務及び財産の状況を調査し、報告を求めています。また、取締役の競業取引、利益相反取引等に関して、上記監査のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況の詳細な調査を実施しています。
- ・常勤監査役 坂元重治は、長年にわたり前職及び当社において、財務・会計業務に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ・執行機能から独立した内部通報制度として、当社の役職員が当社の監査役に対して内部通報を行うことができる社内規則があり、運用しています。

ロ. 監査役及び監査役会の活動状況

- ・当事業年度において、監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりです。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
常勤監査役	坂元 重治	13回 / 13回（100%）
監査役	小林 冬海	13回 / 13回（100%）
監査役	尾関 真一郎	13回 / 13回（100%）

- ・監査役会においては、監査報告の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針・業務及び財産の状況の調査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項の決定を主な検討事項としています。また、会計監査人の選解任又は不再任に関する事項や、会計監査人の報酬等に対する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っています。
- ・監査役は、取締役会・経営会議に出席し、意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行っています。また、常勤監査役は、取締役会・経営会議以外の重要な会議にも出席し、本社等の業務及び財産の状況を調査するなど、日常的に監査しており、監査役会にて、社外監査役に定期的に報告しています。監査役は代表取締役等との間で定期的に会合を開催し、意見交換を実施しています。内部統制システムについては、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しております。会計監査人に対しても、独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。監査役会、会計監査人、内部監査室は相互に連携を図るため、情報・意見交換を行い、監査の有効性・効率性を高めています。

内部監査の状況

内部監査につきましては、2017年4月1日付で内部監査室を設置し、内部監査室長、総務部（担当者1名）の計2名の内部監査人が監査、報告の独立性を確保した上で、担当者を兼務させております。

内部監査室は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認しております。

会計監査の状況

1. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 継続監査期間

6年間

3. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 加藤 敦貞 (継続監査年数6年)

業務執行社員 宇田川 聡 (継続監査年数3年)

4. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名、その他 5名

5. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針は、会計監査人に求める専門性、独立性及び適格性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えている監査法人であることであります。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針については、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は会計監査人が適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出します。

監査役会がEY新日本有限責任監査法人を当社の会計監査人とした理由は、上述の監査法人の選定方針に基づくほか、国際的に会計監査業務を展開しているアーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド(EY)のメンバーファームであり、多数の上場企業で国際会計基準等に基づく監査実績を有するからであります。

6. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。第20期におきましては、監査法人から直接報告を受け、また当社関係部門からの報告・聴取を受けた結果等に基づき各監査役が作成した評価シート等により、会計監査人の監査の相当性の判断を行い、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、監査役会としての評価基準を満たしている判断しています。

監査報酬の内容等

1. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
20,000	-	20,000	-

2. 監査公認会計士等と同一ネットワーク(EY)に属する組織に対する報酬(1.を除く)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

3. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

4. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

5. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針であります。

6. 監査役会が監査公認会計士等の報酬に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額、及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	72,046	72,046	-	6
監査役 (社外監査役を除く)	6,186	6,186	-	1
社外取締役	1,980	1,980	-	1
社外監査役	5,460	5,460	-	2

(注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役としての給与及び賞与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。

3. 監査役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。

4. 2020年3月期(2019年4月~2020年3月)の実績を記載しております。

ロ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
 該当事項はありません。

ハ. 役員の報酬等の決定に関する方針

株主総会において決議された報酬総額の限度内で、各取締役の職務、実績等を勘案して配分し、中長期的な業績及び企業価値の向上等に配慮した体系とし、取締役会の決議により各役員の報酬額を決定しております。

また、監査役の報酬額につきましても、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役会の協議により各監査役の報酬額を決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式を保有していないので、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適時・適切に把握し、会計基準等の変更等について迅速に対応できる体制を整備するため、財務・会計専門情報誌の定期購読及び専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの積極的な参加を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,324,843	1,751,577
受取手形	587	1,716
売掛金	430,062	837,513
仕掛品	291	216
前払費用	5,713	12,864
未収入金	18,158	70,376
その他	683	800
流動資産合計	1,780,340	2,675,063
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,216,5	1,554,0
工具、器具及び備品(純額)	1,239	1,17,567
リース資産(純額)	-	1,9,781
有形固定資産合計	4,404	32,889
無形固定資産		
特許権	684	563
ソフトウェア	10,168	14,216
その他	6,100	3,300
無形固定資産合計	16,953	18,080
投資その他の資産		
繰延税金資産	19,069	9,927
その他	22,028	26,432
投資その他の資産合計	41,098	36,360
固定資産合計	62,456	87,329
資産合計	1,842,796	2,762,393

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	65,543	92,522
1年内償還予定の社債	30,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	10,829	9,996
リース債務	4,833	7,370
未払金	32,833	94,874
未払費用	6,245	5,844
未払法人税等	129,533	197,140
未払消費税等	23,332	57,348
預り金	6,258	4,537
賞与引当金	13,385	-
その他	202	502
流動負債合計	322,997	500,137
固定負債		
社債	40,000	10,000
長期借入金	15,014	5,018
リース債務	5,795	9,079
その他	5,422	784
固定負債合計	66,232	24,882
負債合計	389,229	525,019
純資産の部		
株主資本		
資本金	88,780	200,451
資本剰余金		
資本準備金	80,730	192,401
その他資本剰余金	271,408	271,408
資本剰余金合計	352,138	463,809
利益剰余金		
利益準備金	1,949	1,949
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,006,785	1,569,795
利益剰余金合計	1,008,735	1,571,744
自己株式	125	348
株主資本合計	1,449,529	2,235,657
新株予約権	4,037	1,715
純資産合計	1,453,567	2,237,373
負債純資産合計	1,842,796	2,762,393

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	1,524,427	1,903,678
売上原価	450,891	389,289
売上総利益	1,073,535	1,514,388
販売費及び一般管理費	1,497,913	1,560,452
営業利益	575,622	953,936
営業外収益		
受取利息	12	15
営業外収益合計	12	15
営業外費用		
支払利息	1,333	813
社債利息	295	589
売上債権売却損	801	5,127
営業外費用合計	2,430	6,530
経常利益	573,203	947,420
税引前当期純利益	573,203	947,420
法人税、住民税及び事業税	199,910	278,501
法人税等調整額	2,084	9,142
法人税等合計	197,826	287,643
当期純利益	375,377	659,776

売上原価明細書

(単位：千円)

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
外注費	1	388,105	86.0	330,247	84.8
労務費		29,875	6.6	35,396	9.1
経費		33,106	7.4	23,570	6.1
当期総製造費用		451,087	100.0	389,214	100.0
仕掛品期首たな卸高		95		291	
合計		451,182		389,505	
仕掛品期末たな卸高		291		216	
売上原価		450,891		389,289	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
運用管理費	11,285	11,858

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	77,777	69,726	271,408	341,135	1,949	699,549	701,499
当期変動額							
新株の発行	11,003	11,003		11,003			
当期純利益						375,377	375,377
剰余金の配当						68,141	68,141
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	11,003	11,003	-	11,003	-	307,235	307,235
当期末残高	88,780	80,730	271,408	352,138	1,949	1,006,785	1,008,735

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	125	1,120,285	4,154	1,124,439
当期変動額				
新株の発行		22,007		22,007
当期純利益		375,377		375,377
剰余金の配当		68,141		68,141
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			116	116
当期変動額合計	-	329,243	116	329,127
当期末残高	125	1,449,529	4,037	1,453,567

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	88,780	80,730	271,408	352,138	1,949	1,006,785	1,008,735
当期変動額							
新株の発行	111,670	111,670		111,670			
当期純利益						659,776	659,776
剰余金の配当						96,767	96,767
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	111,670	111,670		111,670		563,009	563,009
当期末残高	200,451	192,401	271,408	463,809	1,949	1,569,795	1,571,744

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	125	1,449,529	4,037	1,453,567
当期変動額				
新株の発行		223,341		223,341
当期純利益		659,776		659,776
剰余金の配当		96,767		96,767
自己株式の取得	222	222		222
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2,322	2,322
当期変動額合計	222	786,128	2,322	783,806
当期末残高	348	2,235,657	1,715	2,237,373

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	573,203	947,420
減価償却費	18,645	10,986
賞与引当金の増減額(は減少)	1,130	13,385
貸倒引当金の増減額(は減少)	533	-
支払利息	1,629	1,403
売上債権の増減額(は増加)	75,915	408,579
たな卸資産の増減額(は増加)	196	74
仕入債務の増減額(は減少)	59,776	26,979
未収入金の増減額(は増加)	2,273	52,217
その他	3,997	79,320
小計	459,910	592,003
利息及び配当金の受取額	11	14
利息の支払額	1,196	990
法人税等の支払額	175,330	229,554
営業活動によるキャッシュ・フロー	283,394	361,472
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	8,020	7,228
敷金の差入による支出	6	4,403
定期預金の預入による支出	-	100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,026	111,632
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	9,996	10,829
社債の償還による支出	30,000	30,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	21,891	221,019
自己株式の取得による支出	-	222
配当金の支払額	68,019	96,467
その他	5,112	6,607
財務活動によるキャッシュ・フロー	91,236	76,892
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	184,132	326,732
現金及び現金同等物の期首残高	1,130,704	1,314,836
現金及び現金同等物の期末残高	1,314,836	1,641,569

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年間）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済や生活行動等に広範な影響を与える事象であり、現状1年程度その影響が続くものと想定して、固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関する会計処理を行っております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	3,588千円	4,064千円
工具、器具及び備品	16,726 "	17,243 "
リース資産	5,236 "	6,963 "
計	25,551千円	28,270千円

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度39%、当事業年度41%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度61%、当事業年度59%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	89,088千円	85,672千円
給与及び手当	159,721 "	202,372 "
賞与引当金繰入額	11,313 "	- "
貸倒引当金繰入額	533 "	- "
減価償却費	2,850 "	4,986 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,542,800	9,281,200	-	13,824,000
合計	4,542,800	9,281,200	-	13,824,000

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	9,085,600株
新株予約権の権利行使による新株の発行による増加	195,600株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	33	66	-	99
合計	33	66	-	99

(変動事由の概要)

自己株式(普通株式)の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	66株
-----------	-----

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第3回新株予約権 (2017年5月26日発行)	普通株式	100,000	200,000	8,400	291,600	4,037
合計		100,000	200,000	8,400	291,600	4,037

(変動事由の概要)

第3回新株予約権の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	200,000株
-----------	----------

第3回新株予約権の減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による減少	8,400株
-----------------	--------

4. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	68,141	15.00	2018年3月31日	2018年6月29日

(注) 2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	96,767	7.00	2019年3月31日	2019年6月28日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	13,824,000	304,500	-	14,128,500
合計	13,824,000	304,500	-	14,128,500

（変動事由の概要）

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 304,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	99	82	-	181
合計	99	82	-	181

（変動事由の概要）

自己株式（普通株式）の増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 82株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第3回新株予約権 （2017年5月26日発行）	普通株式	291,600	-	167,700	123,900	1,715
合計		291,600	-	167,700	123,900	1,715

（変動事由の概要）

第3回新株予約権の減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による減少 167,700株

4. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	96,767	7.00	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	211,924	15	2020年3月31日	2020年6月29日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	1,324,843千円	1,751,577千円
預入期間が3か月を超える定期預金	10,007 "	110,008 "
現金及び現金同等物	1,314,836千円	1,641,569千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産及び無形固定資産 主として、e-manualに関するソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、原則として安全性の高い預金等の元本保証・確定利回りの金融商品で余資運用し、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については運転資金及び少額の設備投資資金に関して、自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等については、主に銀行など金融機関からの借入により調達する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

金銭債務である買掛金、未払金、未払法人税等および未払消費税等は、1年以内の支払期日であり、これらの金銭債務は流動性リスクに晒されています。

借入金および社債は、主に金融機関から資金調達しており、当社に対する取引姿勢の変化等により、資金調達が制約される流動性リスクに晒されております。また、借入金および社債のうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の支払金利の変動リスクに対しては、金融機関より情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社の資金需要に関する情報及び資金繰り状況の的確な把握を行うとともに、取引金融機関との関係強化に努め、資金調達手段の多様化を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動価格を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,324,843	1,324,843	-
(2) 受取手形	587	587	-
(3) 売掛金	430,062	430,062	-
(4) 未収入金	18,158	18,158	-
資産計	1,773,652	1,773,652	-
(1) 買掛金	65,543	65,543	-
(2) 未払金	32,833	32,833	-
(3) 未払法人税等	129,533	129,533	-
(4) 未払消費税等	23,332	23,332	-
(5) 社債(1)	70,000	70,017	17
(6) 長期借入金(1)	25,843	25,843	-
負債計	347,085	347,103	17

1 1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金は、それぞれ社債及び長期借入金に含めております。

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,751,577	1,751,577	-
(2) 受取手形	1,716	1,716	-
(3) 売掛金	837,513	837,513	-
(4) 未収入金	70,376	70,376	-
資産計	2,661,182	2,661,182	-
(1) 買掛金	92,522	92,522	-
(2) 未払金	94,874	94,874	-
(3) 未払法人税等	197,140	197,140	-
(4) 未払消費税等	57,348	57,348	-
(5) 社債(1)	40,000	40,032	32
(6) 長期借入金(1)	15,014	15,014	-
負債計	496,900	496,932	32

1 1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金は、それぞれ社債及び長期借入金に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金及び(4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等及び(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。なお、変動金利によるものは一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。なお、変動金利によるものは一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,324,843	-	-	-
受取手形	587	-	-	-
売掛金	430,062	-	-	-
未収入金	18,158	-	-	-
合計	1,773,652	-	-	-

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,751,577	-	-	-
受取手形	1,716	-	-	-
売掛金	837,513	-	-	-
未収入金	70,376	-	-	-
合計	2,661,182	-	-	-

(注3) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	30,000	30,000	10,000	-	-	-
長期借入金	10,829	9,996	5,018	-	-	-
合計	40,829	39,996	15,018	-	-	-

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	30,000	10,000	-	-	-	-
長期借入金	9,996	5,018	-	-	-	-
合計	39,996	15,018	-	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2016年3月11日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査役 3 当社従業員 35
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 763,200
付与日	2016年3月14日
権利確定条件	(1) 行使条件 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 (2) その他の条件 当社と本新株予約権者との間で締結される「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年3月15日～2026年2月14日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
 ストック・オプションの数

決議年月日	2016年3月11日
権利確定前(株)	
前事業年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前事業年度末	374,400
権利確定	
権利行使	136,800
失効	
未行使残	237,600

当社は、2016年9月12日付で株式1株につき300株、2017年4月1日付で株式1株につき4株、2018年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

単価情報

決議年月日	2016年3月11日
権利行使価格(円)	60
行使時平均株価(円)	2,917
付与日における公正な評価単価(円)	-

当社は、2016年9月12日付で株式1株につき300株、2017年4月1日付で株式1株につき4株、2018年4月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
 該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法
 基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実数の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	592,812千円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	390,837千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	4,631千円	- 千円
事業税等	11,587 "	7,932 "
その他	2,851 "	1,995 "
繰延税金資産小計	19,069千円	9,927千円
評価性引当額	- "	- "
繰延税金資産合計	19,069千円	9,927千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
法定実効税率 (調整)	34.6%	30.6%
雇用促進税制	- %	0.6%
住民税均等割	0.1%	0.0%
その他	0.2%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.5%	30.4%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社の事業は、主に製品・サービス別に「MMS事業（マニュアルマネジメントシステム事業）」及び「MOS事業（マニュアルオーダーメイドサービス事業）」の2つを報告セグメントとしております。

「MMS事業」は、各種マニュアルの管理・配信・閲覧・制作を支援する基幹システム「e-manual」の企画、導入及び運営のサービスを提供する事業を行っております。また、「MOS事業」は、主に各種マニュアルのテクニカルライティング（原稿執筆）と翻訳業務を受託する事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載のとおりであります。

なお、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	損益計算書 計上額 (注) 2
	MMS事業	MOS事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	911,642	612,785	1,524,427	-	1,524,427
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	911,642	612,785	1,524,427	-	1,524,427
セグメント利益	458,721	361,804	820,526	244,904	575,622
セグメント資産	284,850	181,847	466,697	1,376,098	1,842,796
その他の項目					
減価償却費	15,557	-	15,557	3,088	18,645
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	7,067	-	7,067	2,248	9,316

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配賦しない全社費用が含まれており、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額には、各報告セグメントに配賦しない全社資産が含まれており、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。
- (3) 減価償却費の調整額3,088千円は、主にサービス案内動画に係る減価償却費であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	損益計算書 計上額 (注) 2
	MMS事業	MOS事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,204,942	698,735	1,903,678	-	1,903,678
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,204,942	698,735	1,903,678	-	1,903,678
セグメント利益	833,205	385,926	1,219,131	265,195	953,936
セグメント資産	744,894	183,372	928,266	1,834,126	2,762,393
その他の項目					
減価償却費	5,643	-	5,643	5,343	10,986
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	11,352	-	11,352	29,246	40,598

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配賦しない全社費用が含まれており、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額には、各報告セグメントに配賦しない全社資産が含まれており、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金であります。
 - (3) 減価償却費の調整額5,343千円は、主に本社建物内の工具器具備品に係る減価償却費であります。
2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

相手先	売上高	関連するセグメント名
株式会社豊田自動織機	238,782	MMS事業、MOS事業
学校法人了徳寺大学	200,000	MMS事業
ファナック株式会社	156,441	MMS事業、MOS事業

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

相手先	売上高	関連するセグメント名
東芝インフォメーションシステムズ株式会社	357,050	MMS事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	松村幸治	（被所有） 直接16.7% 間接10.9%	当社代表取締役会長	新株予約権の権利行使 （注）	114,210	-	-
役員 の 近親者	松村信子	（被所有） 直接0.7%	当社代表取締役会長 松村幸治の配偶者	新株予約権の権利行使 （注）	45,684	-	-
役員	田邊明子	（被所有） 直接0.2%	当社取締役	新株予約権の権利行使 （注）	19,683	-	-
役員	大池信之	（被所有） 直接0.0%	当社取締役	新株予約権の権利行使 （注）	15,228	-	-

（注）当社株主総会及び当社取締役会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使について記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	104.86円	158.24円
1株当たり当期純利益金額	27.31円	47.43円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	26.22円	45.96円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	375,377	659,776
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	375,377	659,776
普通株式の期中平均株式数(株)	13,747,418	13,911,834
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	566,513	443,808
(うち新株予約権(株))	(566,513)	(443,808)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,453,567	2,237,373
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	4,037	1,715
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,449,529	2,235,657
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	13,823,901	14,128,319

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	5,754	3,851	-	9,605	4,064	476	5,540
工具、器具及び備品	18,965	17,439	1,595	34,810	17,243	2,111	17,567
リース資産	5,236	11,507	-	16,744	6,963	1,726	9,781
有形固定資産計	29,956	32,798	1,595	61,159	28,270	4,313	32,889
無形固定資産							
特許権	966	-	-	966	402	120	563
ソフトウェア	198,223	10,600	-	208,823	194,606	6,552	14,216
ソフトウェア仮勘定	6,100	7,000	9,800	3,300	-	-	3,300
無形固定資産計	205,289	17,600	9,800	213,089	195,009	6,673	18,080

(注) 当期の増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

- ・ 工具、器具及び備品
本社建物内の什器備品の購入 15,186千円
- ・ リース資産
パソコン機器の購入 11,507千円
- ・ ソフトウェア
「GRACE VISION®」関連の設備投資 10,600千円
- ・ ソフトウェア仮勘定
「GRACE VISION®」関連の設備投資 3,700千円
「e-manual」関連の設備投資 3,300千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2016年3月31日	40,000 (20,000)	20,000 (20,000)	0.50	無担保	2021年3月31日
第2回無担保社債	2016年11月25日	30,000 (10,000)	20,000 (10,000)	0.36	無担保	2021年11月25日
合計	-	70,000 (30,000)	40,000 (30,000)	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額です。

2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
30,000	10,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	10,829	9,996	0.98	-
1年以内に返済予定のリース債務	4,833	7,370	2.39	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	15,014	5,018	0.98	2021年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,795	9,079	2.39	2021年～2024年
その他有利子負債	9,944	5,422	2.52	2020年～2021年
合計	46,417	36,886	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	5,018	-	-	-
リース債務	3,308	2,527	2,587	656

3. その他有利子負債は、長期未払金であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	13,385	-	-	13,385	-

(注) 賞与引当金「当期減少額」の「その他」は、年俸制への移行に伴う取崩であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	357
預金	
普通預金	1,641,211
定期預金	110,008
計	1,751,219
合計	1,751,577

ロ．受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社IHI	1,716
合計	1,716

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2020年6月	1,716
合計	1,716

ハ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東芝インフォメーションシステムズ株式会社	392,755
トヨタファイナンス株式会社	126,500
S C S K株式会社	50,949
ファナック株式会社	27,914
モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン 合同会社	18,787
その他	220,605
合計	837,513

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
430,062	2,069,574	1,662,124	837,513	66.5	112.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

二. 仕掛品

品名	金額(千円)
外注費	68
労務費	76
製造経費	71
合計	216

流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ココベ	42,130
テクニカルプランニング株式会社	17,215
株式会社ホロラボ	3,300
株式会社トライ・エクス	1,769
株式会社マニュアルケア	1,554
その他	26,554
合計	92,522

ロ. 未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	147,346
事業税	25,905
住民税	23,889
合計	197,140

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	403,044	852,870	1,329,255	1,903,678
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	171,204	389,262	618,499	947,420
四半期(当期)純利益金額 (千円)	112,245	267,592	426,430	659,776
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	8.12	19.34	30.72	47.43

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	8.12	11.22	11.38	16.71

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 公告掲載URL https://www.g-race.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第19期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第20期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日関東財務局長に提出。

第20期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月13日関東財務局長に提出。

第20期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月13日関東財務局長に提出。

(4) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2019年6月28日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

グレイステクノロジー株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 敦貞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宇田川 聡

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグレイステクノロジー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グレイステクノロジー株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、グレイステクノロジー株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、グレイステクノロジー株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。